

議第89号

京都市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市社会教育振興基金条例の一部を改正する条例
京都市社会教育振興基金条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市教育振興基金条例

第1条中「社会教育の」を「教育の」に、「資金を積み立てる」を「財源に充てる」に、「京都市社会教育振興基金」を「京都市教育振興基金」に改める。

第5条中「生ずる」を「生じる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市社会教育振興基金の名称及び設置の目的を変更する必要があるので提案する。